太陽光発電事業の全量買い取り制度における注意例

株式会社 フジワラ エネルギー事業部 契約・法務係 電話047-444-7600

再生可能エネルギーの固定価格買取(FIT)制度が(42円/kWh)スタートして以来、 日本国内での売電市場は急速に成長しています。

このたび、経済産業省資源エネルギー庁の発表によりますと、電力会社から太陽光発電事業主様に支払われる売電料金・買取量・売電期間は、「1kW あたり42円で、発電量全量、20年間買い取る」と公表されております。

しかし、九州電力の電力受給に関する契約要綱に従いますと

[太陽光発電からの電力需給に関する要綱]に記載されている文言に

「関係法令等の改正や太陽光発電普及状況の変化等、太陽光発電に関する情勢変化がある場合、その他諸事情がある場合には、当社はあらかじめ実施期日を定めて単価および算定方法を変更いたします。」との一文が記載されております。

「1kW あたり42円で、発電量全量、20年間買い取る」との政府発表との矛盾点がございます。

弊社では九州電力だけでなく、日本全国にある電力会社全般が、同様の考え方を持っていると思われます。

そこで、太陽光発電事業主様の対応策と致しまして、資源エネルギー庁2012年6月18日 P46 番号 32 のパブリックコメントに関する、回答によりますと

「特定契約の内容について、拒否事由として規定されている内容以外については、特定供給者側の提案が受け入れられる。」との回答があります。

上記回答から鑑みて、弊社では電力会社に拒否権がないと判断し、電力会社の規定などによる、あらゆる問題を回避するために、電力会社と太陽光発電事業者様との売電契約におきまして、特記事項として「1kW あたり42円で、発電量全量、20年間買い取る契約を提案し、売電契約に記載する必要があると考えております。

この様な法整備の矛盾点や対策法につきまして、弊社では多くのノウハウを蓄積しておりますので、お気軽にご相談いただき、ご検討の一助にお役立てください。